

議案第八十一号

三朝町水防協議会条例の設定について

次のおり三朝町水防協議会条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十二年十二月十八日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十二年拾貳月貳拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町水防協議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二十六条第五項の規定に基づき、三朝町水防協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、会長一人及び委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、水防管理者が任命又は委嘱する。

一 関係行政機関の職員 十六人以内

二 水防に係るのある団体の代表者 七人以内

三 学識経験者 二人以内

(会長及び代理者)

第三条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がそ

の職務を代理する。

(任期)

第四条 関係行政機関の職員である委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第五条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の三分の一以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。